

ふじ

No. 82

46.2.5 発行

発行・富士市役所

富士市永田61-1

編集・企画調整部広報課

【毎月5日と20日発行】



「なわとび」で体力テスト

だれでも簡単にできる「体力づくり」をと、市教育委員会は小中学校を中心に「なわとび運動」をすすめています。

そこで、日ごろの成果をみてみよう、と、さきごろ、全国でもはじめての「なわとび認定会」を市立体育館で行ないました。認定会には小中学生や親子650人が参加し、競い合いました。

認定会は3月まで毎月第3土曜日の午後2時から4時と、6時30分から8時30分までの2回ずつ行ないますのでご参加ください。なお、地区からの要望があれば審査員を派遣して認定会を開きますので、希望する地区は教育委員会体育保健課へご相談ください。



大気汚染による

「富士市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」のおもなものは次のとおりです。

第1条 (目的)

大気汚染によつて疾病にかかった人に対して医療費を支給し、経済的な救済を行ないます。

第2条 (指定地域)

医療費が支給される対象の地域を別の規則で決めます。(現在、どの範囲にするか検討を行なっています。)

第3条 (認定)

市長は、慢性気管支炎または気管支ぜんそくにかかっている人の申請によつてその病気が大気汚染によるものかどうかを認定します。

申請できるのは、富士市に3年以上住んでいる、小学生以下の児童です。ただし、3歳未満の幼児は居住期間が3年未満でも申請できます。

申請を受けると市長は、大気汚染被害者認定審査会の意見を聞いて決定をします。

第4条 (認定のための医学的検査)

認定を受けるために申請書がだされると、必要なための医学的な検査を行ない

ます。

第5条 (医療費の支給)

第3条の認定を受けた人には、診察、薬剤または治療材料の支給、手術、看護などに必要な医療費を支給します。

第7条 (医療費の打ち切り)

次のような場合は医療費を打ち切ります。

- ①審査会の意見で病気がなおつたと認めたとき。
 - ②市外に住所が移つたとき
 - ③小学校を卒業したとき。
- なお、審査会の意見によつて、卒業してから3年以内は医療費を支給することがあります。

第8条 (認定の特例)

第2条で決められる指定地域以外に住んでいる人でも、慢性気管支炎または気管支ぜんそくにかかっている人も、申請があれば、大気汚染の影響であるかどうかを認定します。この場合も小学生以下の児童で、3年以上市内に住んでいる人に限ります。

第9条 (審査会の設置)

認定のために必要なこと審査をする「富士市大気汚染被害者認定審査会」を設けます。この審査会は、医師会の専門医など10人で構成されます。

条例のおもなもの

小学生以下の児童が対象に

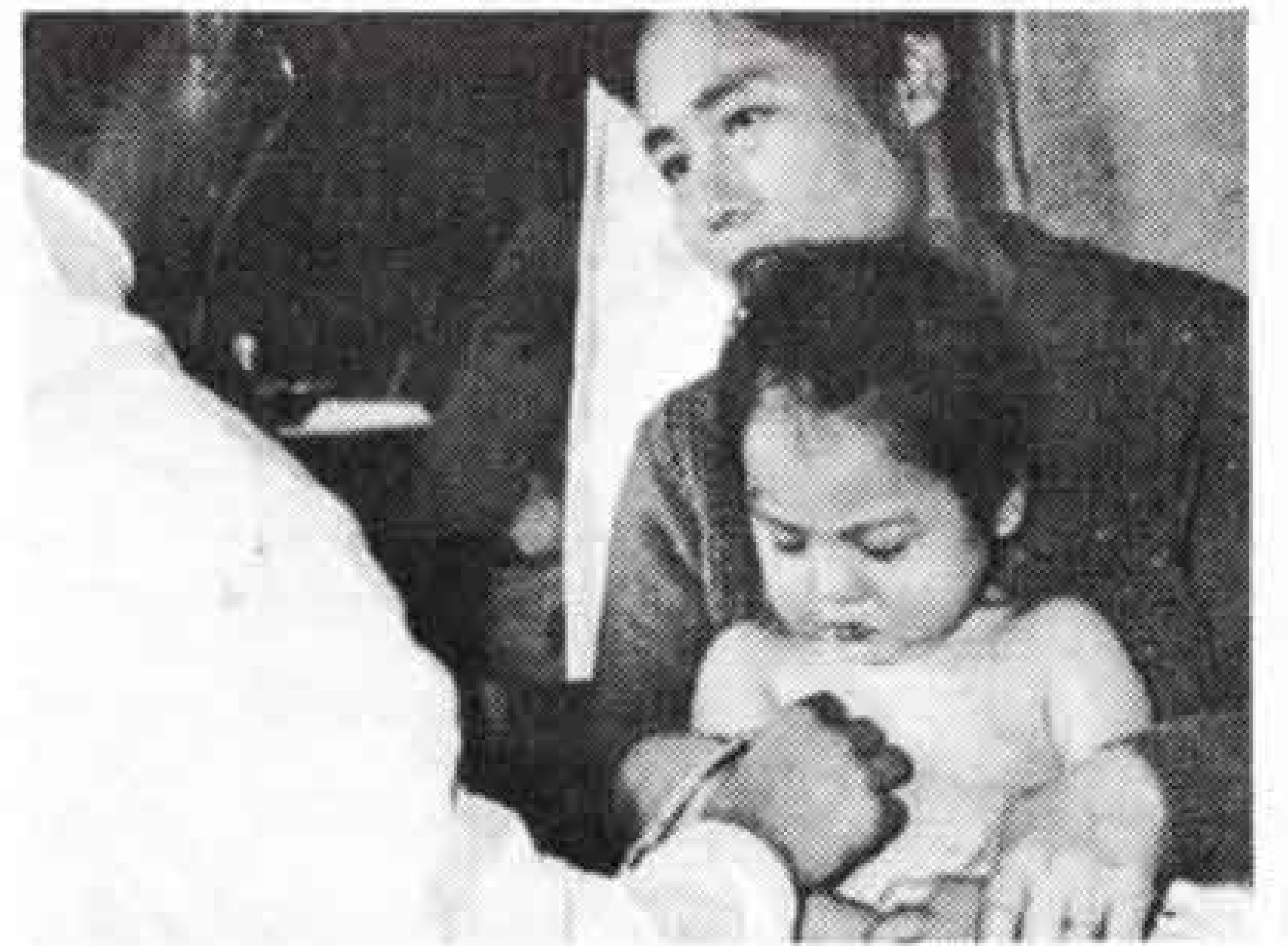
- …書を受け付けをはじめ、三月一日から救済を実施します。…□
- …いろいろな事務手続きを進めており、二月五日から申請…□
- …神奈川県川崎市、富山県高岡市について四番目です。現在…□
- …済するのは県下では初めてで、全国では三重県四日市市、…□
- …す。大気汚染によるぜんそく患者を、市が認定し、医療救…□
- …「富士市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」で…□
- …一月十六日の市議会臨時会で制定されました。この条例は…□
- …にかかった小学生以下の児童に、医療費を支給する条例が…□
- …大気汚染の影響によつて、慢性気管支炎や気管支ぜんそく…□

犬の放し飼いはやめよう

犬の放し飼いは市の条例で禁止されています。他人に危害を加えたりすることのないように、必ず犬はつないでおいてください。



ぜんそく患者を医療救済



申請のできる人、具体的な申請手続きなどをどのように行なうか、市衛生課に聞いてみました。

申請のできる人は…

慢性気管支炎または気管支ぜんそくにかかっており、市内に3年以上住んでいる小学生以下の児童が対象になっています。なお、前頁の条例で指定地域の人とありますが、特例で市内全域の人が申請できます。

申請に必要なものは

認定申請書、医師の指定診断書、住民票の写しなどです。なお、診断書は普通500円ですが医師会の好意で200円に、住民票は無料で交付します。

申請の用紙は

申請する場合は指定の用紙が必要です。用紙は市衛生課、あるいは各公民館に用意してあります。

申請するのはどこ…

市役所本庁の衛生部衛生課（4階北側）です。

申請できる期間は

2月5日からならいつでも申請できます。ただし、3月1日から医療救済を希望する場合は、2月15日までに申込みをしてください。

認定されるのは

申請をうけると、認定するために必要な医学的な検査を行ないます。この検査にもとづいて、大気汚染被害者認定審査会の意見を聞いて市長が決定します。認定されると「大気汚染関係疾患認定証」が交付されます。

認定証があればどこでも治療が受けられますか

原則として富士市と契約している富士市医師会所属の病（医）院と、市立富士中央病院です。

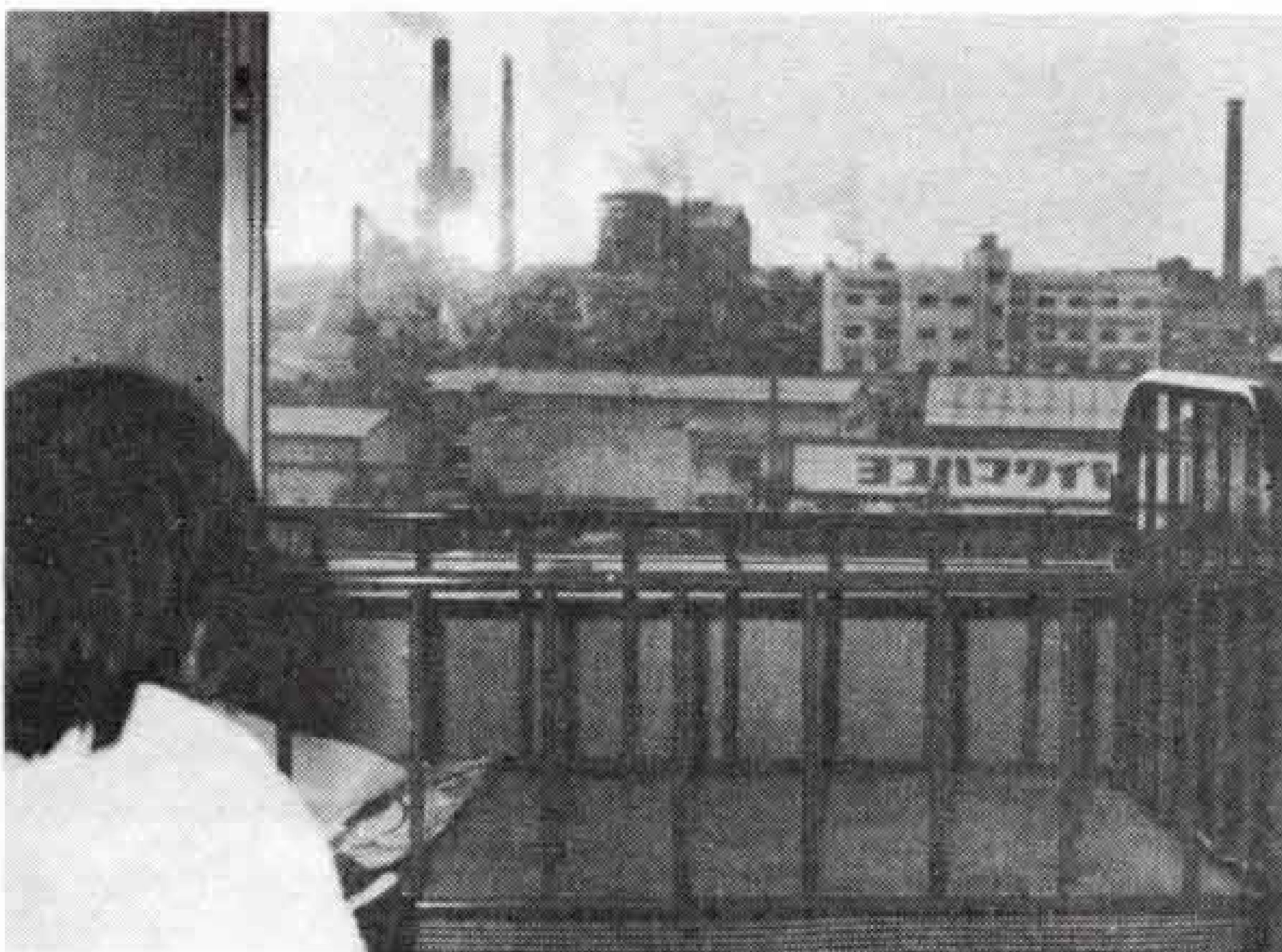
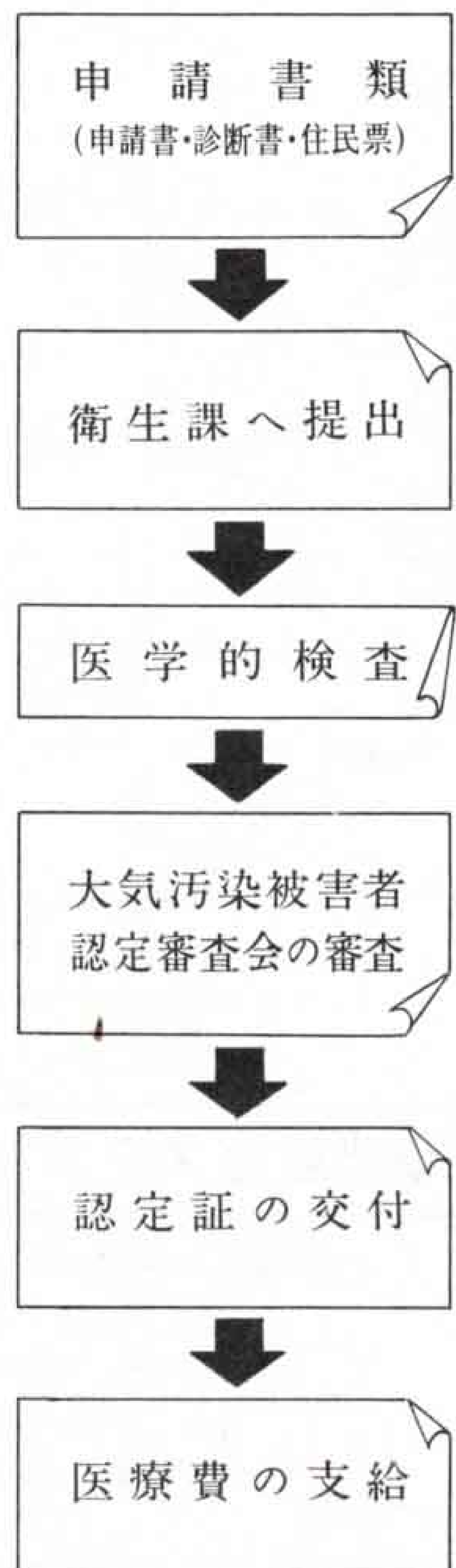
医療費はどれくらい…

特別の場合をのぞき、自己負担金を支払わずに治療が受けられます。

なお、くわしいことを知りたい人は市役所衛生課（51-0123内線315、316）へお問い合わせください。

ぜんそく患者に医療費を支給します

手続きは



タバコは市内で買いましょう



市内でタバコを買っていただくと、その18.1%が市の財源になります。昨年1年間のタバコ消費税は2億2970万円で、市民1人当たり1276円の税金を納めていただいたことになります。タバコは市内で買うようにしてください。

吉原地区もし尿定時収集に

2月1日より実施

区分	月	火	水	木	金	土
第一週	伝法町1 石坂の西部 西国窪の西部	鍛冶町2西部 上和田1、2、緑ヶ丘 和田町1、大和町 昭和通り、日吉町3 東、西国窪	田宿、御殿、吹上 寺市場、富士見町 新橋	西比奈1、2、3 中比奈1、2、東比奈 3、間門、鶴無ヶ淵 石井、桑崎	日吉町1、2、3、 昭和通 幸町、住吉町、宮町 和田町1、2、大和町 泉町、仲町1、栄町 富士見町、市場町 本町1、2、3、4の通 り北側、東本通り3 西本通り	宮川町、宮の上 弥生町北側、三日市 長者町
第二週	伝法町1、2、3	田宿、一の宮町 市場町、立小路 栄町、仲町1、上和 田1、鍛冶町1、3 和田町1、2	田宿、宇東川町1、2 3 宇東川本町の農協西 原田本町、中島1、2	東比奈1、2、3 富士岡1、2、3、富 士岡入町、富士岡本 花守、富士岡花守 富士岡波脇	日吉町1、2、3、新 追町、西仲町、伝馬 町、新橋、西本通り 本町1、2、3の通り 南側、東本通り1、2 春日町 依田原1、2、3、4	三日市、上中町 中村町、千代田町 長者町
第三週	傘木、末広町、片宿 大富町、大淵1、2、3 次郎長町、八王子本 八王子1、2、穴原1 2、落合、片倉、中 野1、2、三ツ倉、三 ツ倉南、城山、久保 町、富士本西町、中 若松町、大久保 広見町7、荻の原	駿河台勢子辻線西 源太坂、緑ヶ丘 石坂	原田本町、宇東川本 町1の農協東 西、東、南滝川	中里1、2、3、4	新追町、西仲町 伝馬町、錦町1北側 南町、本町2、緑町 依田橋、八代町	上中町、上田端 田端、中桁、片宿 千代田町、伝法町3
第四週	久保町、駿河台 広見町1、2、3、4、 5、6、8 石坂東部	一の宮町、水の上 鍛冶町2、駿河台 木の宮町、一色 立小路	中島1、2、原田1、2 3、三つ沢1、2 北滝川、木の宮町 神戸1、2、今宮	神谷1、2、3 増川1、2 江尾1、2 浮島1、2、3	津田、荒田島1、2 緑町	青島、高島、瓜島 錦町1、弥生町南側

自動車排気ガスを測定するため「一酸化炭素連続自動記録計」を購入しました。このテストをかねてさきごろ吉原二丁目交差点で自動車による大気汚染の調査を行ないました。

自動車排気ガスを調査

調査は、一酸化炭素、二酸化炭素、一酸化チツ素、二酸化チツ素、亜硫酸ガス、騒音、車両数について行なわれました。これからは吉原地区をはじめ富士地区、鷹岡地区についても調査を行ない、各地区のデーターを集めていきます。

なお、将来は器具の充実などに力を入れ、常時監視体制を整えてゆく計画です。



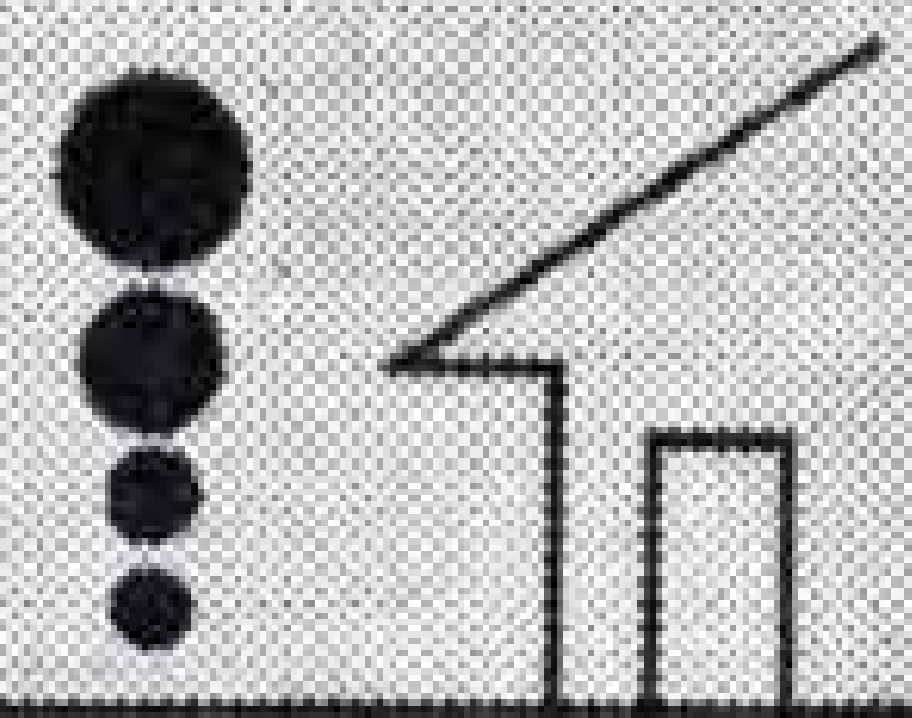
田子浦臨港線の交通規制

前田踏切の立体交差工事のため次のような交通規制が行なわれます。

- ・場所は田子浦臨港線の 前田踏切の北側180mと南側168m
- ・1月20日から2月10日まで片側交互通行
- ・2月11日から3月31日まで北進の一方通行



市政モニター提言



成人式の運営は青少年の

自主性にまかせたら

「成人の日」が近づくと晴着のことで親も子も頭を痛めるようです。式へは洋服で出席しても、あとで豪華な着物を着るのがならわしになつていふように思われます。

この際、形式的な式は廃止して、もつと有意義なものにする必要があるのではないかと思います。

たとえば、運動競技会、芸能大会、写真撮影会など青年の自主性にまかせた式にしたらどうでしょうか。青年が自主的に計画をたて、進んで式に参加するようにするのが真の「成人式」にふさわしいと思うのです。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

なお、よその市で「希望の森」などの名称で記念植樹を行なつていふところもあるようです。成人記念に植樹を行ない将来の語りぐさにするのにも一策だと思ひますが、いかがでしょうか……。

(安部井正義)

用水路をきれいにし

潤いのある行政を

さいきん川の汚れが目につきます。身近かな例ですが、今泉地区のせぎわく水門から新橋の富士見橋までの、用水路の土砂をしゆんせつしていただきたいと思ひます。

さいわい、この用水路には工場汚水はあまり排出されていないようです。せつかくの用水路をきれいにし、市民に潤いをもたせるようにするのが行政の役目だと思ひます。川添いには市道があるので機械力もフルに使うことができ、経費も少く、短期間でできると思ひます。

(鈴木道雄)

富士インター入口の

あき地の利用を



東名富士インターチェンジ出入口の空地はどのように利用されるでしょうか。以前からどのように利用されるか期待してはいたのですが、相変わらず草が繁つており、見苦しく、もつたいたいと思ひます。

そこで一つの提案ですが、大月線沿いの半分くらいを緑地にし、残りを駐車場にしたらいかがでしょうか。高速道路を出て一息する場所として、また、高速道路に入る前の休憩地として利用したらと思ひます。

富士市の玄関口であるインターチェンジに緑のある小公園をつくり、東名を利用する人の憩いの場にしていただきたいとつねづね考へていふます。

(和田旭代)

国勢調査結果 ②

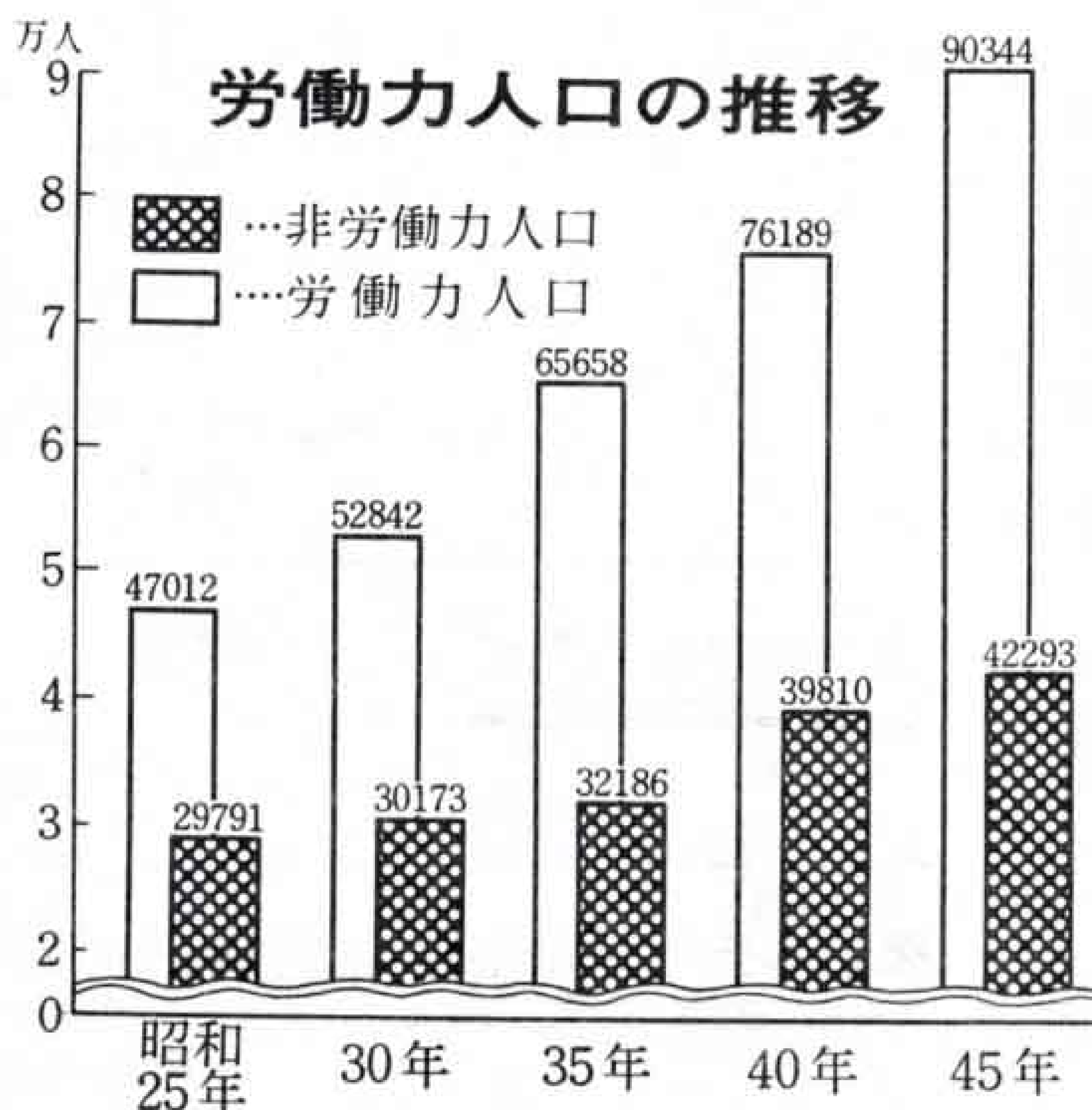
女子労働力がふえる

富士市の労働人口は、第2次産業を主体とする経営規模の拡大によつて急激にふえています。

昭和40年の国勢調査のときは15歳以上人口116,009人のうち、就業者は75,359人で64.9%でした。ところが、昭和45年には132,637人のうち、就業者89,390人で67.3%に増加しています。

また、産業の発展にともない労働力が不足し、女子の就業者がふえています。40年の国調と比較すると25,224人が45年には31,074人と23.2%も増加しています。

昭和45年の総人口180,639人に対する労働力人口の割合は50%をしめていふます。



おしらせ

おしらせ

譲渡所得申告相談

■対象は45年中に譲渡所得のあつた人。■相談日は2月19日から3月15日まで。■会場は富士税務署。■申告、納付の期限は3月15日で、期限後になると余分な税金がつきますからご注意ください。

設備近代化資金を貸付け

■設備貸与を受けられる資格は・県内で引き続き1年以上現在の事業を営み事業税を完納していること・従業員数が原則として20人以下であること・その年度に設備近代化資金の貸付けを受けていないことなど。■貸与額の限度は1企業当り20万円以上600万円以下。■貸与の方法は買得予約付貸借契約による割賦販売。■貸与期間は原則として4年6ヵ月。■貸与損料は年利率5割(半年毎の前払)。■保証人は借受人に代つて支払能力のある連帯保証人2人以上(法人の場合1人は役員の個人保証)■申込みは3月15日まで。■申込み窓口は商工会議所、商工会(商工組合、事業協同組合の組合員は組合を経由)。くわしくは市商工課、申込み窓口でお問い合わせください。

入札など参加願受付け

■昭和46年度の物品や工事などの入札、見積合せの参加願の受付けを行なっています。■参加を希望する業者は3月20日までに参加願を提出してください。■申込み先は市総務部管財課契約係へ。

太平洋戦争で、戦没された軍人軍属の方々の死亡場所は、当時死亡公報で遺族に通知されましたが、中には軍の機密保持などの特殊な事情から死亡場所を明らかにしなかった時期がありました。

このたび国、県、下などが協力して死亡場所をこまかく調査し、ご遺族にお知らせすることになりました。この対象となる戦没者は、次の間に死亡公報がされた方です。

- ・旧陸軍関係 昭和二十年一月一日から昭和二十一年六月十四日まで
- ・旧海軍関係 昭和十七年二月三日から昭和二十二年四月三十日まで

遺族の方で戦没者の死亡場所の細部を知りたい方は、戦没者の氏名、生年月日、戦没者の本籍、所属部隊身分、階級、死亡年月日、死亡場所のわかる資料(死亡公報)を持参し市福祉事務所社会係で手続きしてください。

戦没者の死亡場所を知らせます

市県民税確定申告受付け

市民税課は、昭和45年分の市県民税の申告受付けを次の日程で行ないます。なお、所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告は必要ありません。また給与所得のある人は、源泉徴収票を勤務先から受取つて必ず添付してください。

- ・2月15日から3月15日 市役所3階市民税課(日曜日を除く)
- ・2月18日、19日 元吉原公民館
- ・2月18日、19日、20日 岩松公民館
- ・2月22日、23日 須津公民館 中丸公会堂
- ・2月24日、25日 吉永公民館 田子浦公民館
- ・2月26日、27日(午前中) 大淵公民館
- ・3月1日、2日 原田公民館
- ・3月3日から15日 旧富士事務所 旧鷹岡事務所(土曜日午後、日曜日を除く)

貿易相談所を開設

■対象は市内の工場、事業所。■相談日は毎月第2水曜日の午後2時から4時まで。■相談場所は商工会議所富士支所(電話 61-4055)。■相談は輸出入と特惠関税供与などの問題について。

確定申告と納税相談

■会場は富士税務署。■相談日は2月26日から3月15日まで。■納税相談を早くすませるために、所得金額から差引かれる全額で、社会保険料控除(国民健康保険料、国民年金など)、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除はあらかじめ記入し相談におでかけください。

電話五一一〇二二三

電話五一一〇二二三